

令和6年度三原市ガソリン等給油用カード発行等業務受注者公募型プロポーザル選定募集要項

この要項は、三原市（以下「市」という。）が公用車のガソリン等を調達するに当たり、「ガソリン等給油用カード」（以下「カード」という。）を発行し、ガソリン等を調達する事務の効率化を図ることを目的とする。

ガソリンスタンドで給油する際にカードを提示することでガソリン等を購入することができ、その代金はカード発行者に集約され、後日、カード発行者から市へ集約された代金の請求が行われるものとする。

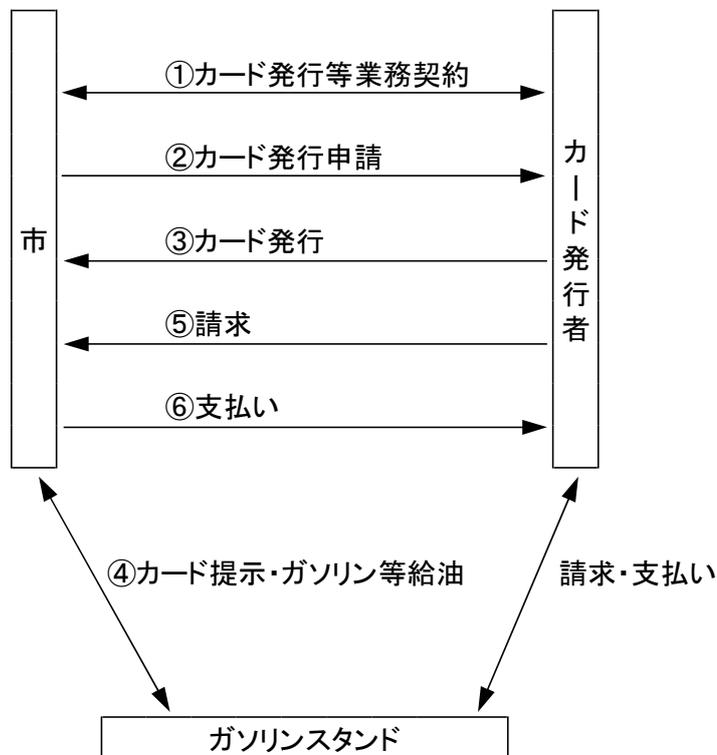
【用語の説明】

- 1 公用車
市が所有し、又はリースにより使用している車両をいう。
- 2 ガソリン等
レギュラーガソリン、ハイオクガソリン及び軽油をいう。
- 3 ガソリン等給油用カード
カードの表面又は裏面に課名等が表示され、ガソリン等調達の事務処理に用いる情報が電磁的に記録され、容易に変更できないものであり、読取機により電磁的記録の内容を確認できるプラスチック製のクレジットカードをいう。

1 業務名

令和6年度三原市ガソリン等給油用カード発行等業務

2 業務の概要



①に係るカード発行枚数は約200枚を想定している。

④（参考）令和4年度ガソリン等燃料費（支払額） 約2,700万円
（同程度の金額の決済を確約するものではない。）

3 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、別に定める「令和6年度三原市ガソリン等給油用カード発行等業務仕様書」のほか次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続きの開始の申立てを行っている者でないこと。
- (4) 三原市に納税すべき市税（法人市民税、個人市民税、固定資産税等）を滞納していない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 令和3～5年度三原市物品調達等競争入札参加資格登録業者名簿又は令和5・6年度三原市測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格名簿に登録されている者であること。登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。
- (7) 三原市暴力団排除条例（平成24年三原市条例第4号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。
- (8) コンプライアンス、プライバシーポリシー及び情報セキュリティに係る内部統制組織が確立していること。

5 実施スケジュール

令和6年2月22日(木) 募集公告（書類提出、質問等受付開始）
3月7日(木) 参加表明書及び質問書の提出期限（17時まで）
3月15日(金) 質問の回答予定
3月22日(金) 企画提案書等の提出期限（17時まで）
3月25日(月) 選定委員会による選考（書類審査）
3月27日(水) 結果通知予定

6 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限
令和6年3月7日(木) 17時まで（必着）
- (2) 提出先
〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号 三原市財務部契約課
- (3) 提出方法
持参又は郵送とする。持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から12時まで及び13時から17時までとする。郵送の場合は必着とする。
- (4) 提出書類
ア 参加表明書（様式第1号）
イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 関連業務実績書（様式第3号）※該当がある場合のみ

エ 添付資料（※該当者のみ）

(ア) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）

(イ) 印鑑証明書（写し可）

(ウ) 決算書の写し（財務諸表のうち貸借対照表及び損益計算書の直近1年分）

(エ) 市税の納税証明書（写し不可、市に納税義務がない場合は不要）

(オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）（「その3」又は「その3の3」）

※該当者：令和3～5年度三原市物品調達等競争入札参加資格者名簿又は令和5・6年度三原市測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格名簿のいずれにも記載されていない者。

※※(ア)(イ)(エ)(オ)は書類提出日から3か月以内に証明されたものを提出。

7 企画提案書等

(1) 提出期限

令和6年3月22日（金）17時まで（必着）

(2) 提出先

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号 三原市財務部契約課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から12時まで及び13時から17時までとする。郵送の場合は必着とする。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（紙媒体） 1部

※様式は任意とするが、原則として日本産業規格A4判綴じとする。

なお、資料は10枚以内にまとめること。

イ 企画提案書（電子媒体）

PDFデータで次のメールアドレスに送信し、併せて送信した旨を電話連絡すること。

8 審査方法及び基準

(1) 審査方法

提出された企画提案書等により書面審査を行う。プレゼンテーションの機会は設けない。審査は、市役所の関係部署職員で構成する選定委員が行う。

(2) 審査基準

別表の審査基準に基づき採点し、最も得点の高い提案者を優先候補者として選定する。ただし、その者と合意に至らなかった場合、次に得点の高い者と交渉を行う。

(3) 最低基準点

業務を効果的なものとするため、次の通り最低基準点を設ける。

ア 最低基準点は、各選定委員が持ちうる得点の合計点の6割以上とする。

イ 最低基準点を下回る提案事業者は契約候補者としない。

ウ 提案者が1者のみの場合でも審査は実施する。

9 契約

(1) 契約方法

契約候補者に対して、企画提案の内容及び市の意向について仕様書等の協議調整

を行った上で、本業務の契約を随意契約により締結する。

(2) その他

特別な事情が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、委託条件等を変更できることとする。

10 その他

- (1) 企画提案に係る費用は、全て提案者が負担する。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 市が提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。
- (4) 公募開始後は、契約課のほか、関係部署への営業活動を禁止する。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (6) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (7) 提出された企画提案書等は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年条例第12号）に基づく情報公開請求の対象となる。

11 書類等提出及び問合せ先

三原市財務部契約課

住所 〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

電話 0848-67-6063（直通） FAX 0848-67-6450

E-mail keiyaku@city.mihara.hiroshima.jp